

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

八百津町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

東部中山間地域（八百津・久田見・福地・南戸・潮見地区）は、標高500m以上の高地を含み、周囲を山々に囲まれた急傾斜地域である。5a～15a程度の小規模な水田において兼業での稲作が主に行われているが、整備されていない数a程度の小さな水田が多数存在し、作業コスト、生産効率は平場地域と比べて格差が大きい。そのため、これを補正する取組が必要である。

さらに環境問題に対する国民の関心が高まっている中で、国が地球温暖化防止や生物多様性保全等に関する環境保全に効果の高い営農活動の実施を推進していることから、これに取組む農業者を支援していく必要がある。

西部地域（伊岐津志・和知・野上・上牧野・上飯田地区）は比較的まとまった大きさの水田を持ち、兼業での稲作が主として行われている。高齢化、少子化に伴い水稲作付けを断念する農家も多く、自己保全管理地となっている水田が多数あり、今後耕作放棄地化することが懸念されている。そのため、地域全体の共同施設について維持管理し、また地域で共同活動することにより所有農地に対する管理意識を定着させることが必要となっている。

さらに環境問題に対する国民の関心が高まっている中で、国が地球温暖化防止や生物多様性保全等に関する環境保全に効果の高い営農活動の実施を推進していることから、これに取組む農業者を支援していく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進するとともに併せて同項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	東部中山間地域及び西部地域	第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

西部地域（伊岐津志・和知・野上・上牧野・上飯田地区）

東部中山間地域（八百津・久田見・福地・潮見・南戸地区）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地をすべて対象

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(オ) 岐阜県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 集落協定の共通事項

(1) 集落連携・機能維持加算の要件緩和

ア 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

イ 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば八百津町の農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

(1) 耕作放棄地の復旧に必要な支援。

(2) 土地改良通年施行事業に必要な支援。

(3) 農用地の災害復旧に必要な支援。